

様式第1号（第2条関係）

特例許可申請書

むつ市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例第9条第1項の規定による許可を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。									
（あて先）むつ市長									
住所 申請者 氏名									
電話									
電話									
許可申請事項									
(1)地名地番									
むつ市									
(2)特定用途制限地域の区分									
申請部分 用途									
工事種別									
区分									
申請部分									
申請以外の部分									
合計									
敷地面積に対する割合									
敷地面積									
建築面積(築造面積)									
延べ面積 (築造面積の合計)									
畜房面積									
畜房以外の面積									
構造									
階数									
地上階、地下階									
道路幅員									
A m B m C m									
(着工) 年 月 日 (完了) 年 月 日									
その他必要な事項									
※受付欄									
※許可年月日									
年 月 日									
※許可番号									
第 号									
※許可条件									

- 備考 1. ※印の欄は記入しないでください。
2. 3欄は、具体的に適用の除外を受けたい建築物又は工作物の内容を記入してください。
3. 4の(2)欄は、条例別表の特定用途制限地域のうち該当するものを記入してください。

様式第2号 (第2条関係)

工場等調書

1	建築等の場所				
2	地域名				
3	原動機を使用する 作業場		申請部分	申請部分以外の部分	合計
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ面積	m ²	m ²	m ²
4	物品の製造、 処理又は加工	原料の種類	製造、処理又は加工の別		
5	製品の最大貯蔵量 又は最大処理量				
6 原 動 機		種 類	出力のkw数	台 数	
			kw	台	
	既存				
	計				
7 機 械 設 備	名 称		既存台数	申請台数	合計
			台	台	台
8 危 険 物 の 貯 蔵 又 は 処 理	種 類	貯蔵又は処理の別	数量又は容量		
			既存	申請	合計

様式第3号（第2条関係）

特例許可通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

むつ市長 印

1. 申請年月日 年 月 日

2. 許可年月日 年 月 日

3. 許可番号 第 号

4. 建築場所 むつ市

5. 建築物の概要 主要用途
工事種別
申請面積

上記による特例許可申請書及び添付書類に記載の計画について、むつ市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例第9条第1項の規定に基づき許可しましたので通知します。

- (注意) 1. この通知書は、大切に保存しておいてください。
2. この通知書は、条例第5条（建築物の用途の制限）で制限を受ける建築物等について特例で許可するものであり、本通知書をもって建築確認申請が省略されるものではありません。
3. 他の法令等による手続きが必要な場合は、その規定に従ってください。

様式第4号（第2条関係）

特例許可をしない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

むつ市長 印

年 月 日付けで申請のあった、建築物の計画については、次の理由により許可をしないこととしたので通知します。

（理由）

（不服申立の教示）

この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内にむつ市長に対して異議申立をすることができます。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立をすることができなくなります。

（処分の取消の訴えに係る教示）

処分の取消の訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立をした場合にあつては、その異議申立に対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ）に、むつ市を被告（訴訟においてむつ市を代表する者はむつ市長となります。）として、提起することができます。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立をした場合にあつては、その異議申立に対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。